

第29回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和2年10月29日（木）
13時25分から15時8分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 早退委員・・・1名（山元 陸愛会長代理）

5 議事

- 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画について
- 議案第5号 非農地判断について

- 6 農業委員会事務局 局長・次長・日高・崎田・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
13:25	議 長	皆さん、こんにちは。 時間となりましたので、只今から、第29回日南市農業委員会総会を開会致します。只今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に1番稲山富保委員、2番谷口宏文委員の両名を指名します。次に、本日の日程について事務局長より説明させます。
	局 長	こんにちは。それでは、本日の総会日程について説明致します。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせて頂きます。 本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。

議 長	お諮り致します。只今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることに致します。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第 1 号から議案第 5 号について一括上程し、議題と致します。ここで、提案理由を事務局長より説明させます。
局 長	それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明を致します。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、農業委員会あて申請がありました 4 件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号 1 番は経営規模拡大のため、受付番号 2 番、3 番は経営移譲のため、受付番号 4 番は交換のためとなっております。 次に議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について、県知事あて申請がありました 6 件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、受付番号 1 番は一般個人住宅用地のため、受付番号 2 番、3 番、4 番、5 番は植林のため、受付番号 6 番は農業用施設用地のためとなっております。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について、県知事あて申請がありました 9 件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、全て所有権移転で、受付番号 1 番、2 番、6 番、8 番は植林のため、受付番号 3 番は建売住宅用地のため、受付番号 4 番、5 番は一般個人住宅用地のため、受付番号 7 番は資材置場・駐車場用地のため、受付番号 9 番は農業用施設用地のためとなっております。 次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、35 件について、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 14 件で、賃借権設定が 3 件、使用貸借権が 11 件となっております。所有権移転は 3 件です。中間管

14:11	局 長	理権設定は18件となっております。 次に、議案第5号、非農地判断について、利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査により、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、非農地として農業委員会が判断する必要があることから、29件について審議していただきますよう提案致します。整理番号215番から243番はすべて、「非農地判断の基準について」の4番に示してある条件に該当する農地であります。 以上、説明致しましたが、よろしくご審議くださいますようお願い致します。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願い致します。地区別審査会場を事務局長より説明させます。
	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願い致します。
	議 長	只今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。 地区別審査会は14時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開致します。 議案第1号農地法第3条の許可申請について4件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、8番金丸です。受付番号1番について説明します。24日に譲受人立会いの下現地確認致しました。申請地は、酒谷4区向田公民館から南へ100m入った農地です。譲渡人が離農するにあたり、認

14:15	金 丸	定農業者である譲受人へ依頼したところ今回の申請となったようです。許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番、3 番について、担当委員より報告願います。
	井上(友)	はい、12 番井上です。受付番号 2 番、3 番について関連しておりますので同時に説明します。23 日に確認しました。受付番号 2 番の譲受人と譲渡人は義理の親子で、受付番号 3 番の譲受人と譲渡人は実の親子です。どちらも譲渡人が高齢により、経営移譲するとの事です。受付番号 2 番の譲受人は他に仕事を持っておりますが、休みの日は農作業をするとの事です。それぞれ農地はきれいに耕作されており、飼料作物と露地野菜を作っておられます。何ら問題ありませんので、ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 4 番について説明します。25 日に譲受人、譲渡人に確認を取り申請地確認しました。申請地は、南郷町津屋野の桜木橋を渡り、左に約 1 km 行った田園地帯の一画になります。譲受人、譲渡人はいとこです。亡くなられた父同士が以前交換されていましたが名義変更がされておらず、今回の申請となったようです。WCS が作付けされておりました。引き続き適正に管理していくとの事でした。許可は妥当と判断しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	只今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
14:15	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号農地法第 4 条の許可申請について 6 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番、3 番について、担当

議 長	委員より報告願います。
向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 1 番について説明します。場所は小布瀬滝ノ口で、国道 222 号線の道沿い左側に小布瀬の滝入口があります。そこから約 100m 下りた所にあります。26 日に現地確認致しました。申請人によると、亡き父が以前山奥に住んでいましたが、人が少なくなった為、交通の便の良い申請地に移住したとの事です。既に住宅化されており、周辺の農地に影響はありません。地目変更を行う際に無断転用が発覚し、今回の申請となったようです。始末書も添付されておりますので問題無いと思います。 続いて、受付番号 2 番について説明します。26 日に現地確認致しました。場所は、国道 222 号線から鷹取入口に入り、約 700m 入った道路の脇の畑と、そこから 300m 行った所にある空家から、西に 500m 行った所にある田んぼです。当時周囲が山林となり、日当たりが悪く作物の生育も悪く鳥獣の被害も増えた為、やむを得ず植林したとの事でした。地目変更を行う際に無断転用が発覚し、今回の申請となったようです。周囲は山林化され、影響を及ぼす農地はありません。始末書も添付されておりますので問題無いと思います。 続いて、受付番号 3 番について説明します。28 日に事務局と現地確認しました。申請地は石原河内上で、国道 222 号線から石原線に入り約 1.5 km 行った所から確認しました。周囲は山林化され、申請地に行くには厳しい所でした。周囲は山林化され、影響を及ぼす農地はありません。始末書も添付されておりますので問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
田 端	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の田端です。受付番号 4 番について説明します。24 日に申請人の息子さんに確認致しました。場所は、下隈谷神社から林道を約 1.5 km 上がった所です。その辺り一帯の杉を今回ほとんどの所有者の方達が伐採され、森林組合の補助を受けるという事で、森林組合から農地であると連絡を受け、発覚したようです。申請者の父が農地転用をせずに植林したのであろうとの事でした。何ら問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。

14 : 23	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、5 番田中です。受付番号 5 番について説明します。25 日に、申請者は県外在住ですので電話にて確認し、26 日に事務局と現地確認を行いました。申請地は、県道南郷北方線の串間市との市境の少し手前の、串間に向かって左側一帯です。周辺はほとんどが山林でした。樹齢からいきますと祖父の代からの植林ではないかとの事でした。始末書も添付されておりますので何ら問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 6 番について説明します。28 日に申請人に連絡を取り、現地確認致しました。場所は、榎原から国道 220 号線を串間方面に行く途中にある食堂から南に 100m の所です。申請人は現在の選果場が狭い為、新しい選果場を建設する計画との事です。申請地の南側と東側は農地で、北側は国道 220 号線に接しております。雨水は側溝を設置して隣接する農地への流出を防ぎ、生活排水は合併浄化槽を設置し適正に処理されとの事です。以上です。
	議 長	只今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号農地法第 5 条の許可申請について 9 件 の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	坂 本	はい、6 番坂本です。受付番号 1 番について説明します。24 日に譲受人立会いの下、現地確認致しました。申請地は、吉野方の西ノ村集落と広域農道の山ノ口橋交差点のちょうど中間の西側です。譲

坂 本	受人は素材業者で、一帯の山林を買い受けて将来的に林業経営を行っていききたいとの事です。そこの一部の地目が農地であった為に今回の申請となったようです。周辺は山林の為、農地としての利用は困難な場所です。許可妥当と判断しましたので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 2 番について説明します。26 日に現地確認致しました。申請地は、板敷の振徳高校の東側の山の尾根伝いに林道が通っておりますが、その中間付近の林道の下の方の一画です。急傾斜で周りは全て山林で、とても農業ができる所ではありません。譲渡人の父の時代に植林されていたという事で、始末書も添付されております。譲受人は山林として管理するという事ですので、許可は妥当と判断致しました。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番、4 番について、担当委員より報告願います。
山元(陸)	はい、18 番山元です。受付番号 3 番、4 番について申請地が近く、譲渡人が同じですので同時に説明します。譲渡人は東京都在住ですので 23 日に電話で聞取りをし、27 日に両方の譲受人に現地にて確認致しました。申請地は、油津の園田にある内科医院の道路を挟んで東側です。受付番号 3 番の譲受人は建売住宅を建築する予定で、受付番号 4 番の譲受人は現在借家住まいですが、6 人家族で手狭になり、本申請地に個人住宅を建築したいとの事でした。周囲は全て住宅地で農地は無く、生活雑排水・汚水は公共下水道に流し、雨水は道路側溝に流出します。隣接地との境にはブロック塀を設置し、被害の及ばないようにするとの事です。何ら問題無く、許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
山 本	はい、9 番山本です。受付番号 5 番について説明します。10 月 24 日に譲受人、譲渡人とも電話にて確認しました。場所は、戸高 2 丁

山 本	目に内科医院がありますが、その戸高川を挟んだ西側です。譲受人は、住宅を建築するために 1 年程前から土地を探しており、本申請となったとの事です。譲渡人は債務整理のために手離すとの事でした。周囲は全て宅地で住宅が既に建っており、ブロック塀が設置してあるため、土砂等の流出はありません。生活排水・雨水は、南側排水に排出する計画となっております。許可妥当と判断しましたので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
平 賀	はい、4 番平賀です。まず、受付番号 6 番について説明します。申請地は吾田の時任地区で、市道楠原平野線の南側にある老人ホームの近くです。10 月 23 日に譲渡人と電話で確認し、譲受人立会いの下現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲渡人は譲受人のいとこ、いとこの夫、いとこの子供という事です。8 人の譲渡人全員が県外在住で農地の管理ができない為、譲渡人の母と祖母が生前にお世話になっていた譲受人にもらってもらえないかと相談し、今回の申請となったようです。譲受人は申請地周辺がアパートの駐車場を除いて山林化していることから、栗の木を植林し山林として管理するとの事です。ご審議よろしくお願い致します。
議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
杉 本	はい、17 番杉本です。まず、受付番号 7 番について説明します。10 月 23 日に譲受人、譲渡人立会いの下、現地確認調査致しました。申請地は、西寺研修センターより酒谷方面へ約 400m 行った右側の道路上の畑になります。譲受人が競争入札により取得された養豚場の一画に譲渡人名義の土地があったとの事です。約 40 年前に前の土地の所有者と譲渡人の亡き父たちが口頭で土地の交換をし、お互いの所有権登記がされていなかったようです。現地の建物等もきれいに撤去されており、資材置場と駐車場として使用したいとの事でした。譲受人はみかんの経営をされている農地所有適格法人で、特に問題無く、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。

14 : 36	谷 元	はい、16 番谷元です。受付番号 8 番について説明します。申請地は、北郷の県道猪八重線にあるホテルの入口に老人ホームがありますが、その前を通って市道猪八重線に入り、年見集落に入って 2 軒目になります。譲渡人は以前申請地に隣接する住宅に住んでおり、今回譲受人がこの住宅を購入されたとの事です。譲受人は申請地を取得後クヌギを植えたいという事です。許可は妥当と判断しました。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 9 番について説明します。10 月 27 日に譲受人、譲渡人に連絡を取り、現地調査致しました。申請地は、榎原から串間方面へ向かう途中にある食堂から南に 100m 行った所です。譲受人は果樹を栽培されております。譲渡人は譲受人から選果場建設の要望があり、譲る事にしたようです。何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。 ここで、山元会長代理より早退の申し出がありましたので許可したいと思います。以降の出席農業委員数は 18 名となる事を了承いただきたいと思います。
	議 長	次に、議案第 4 号農用地利用集積計画について 35 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、8 番金丸です。受付番号 1 番、2 番について申請地が近隣のため同時に説明します。28 日に現地確認しました。申請地は、酒谷 4 区向田集落に広がる農地の一画にあります。以前より譲受人が耕作

金 丸	されており、今回正式に利用権設定をするとの事でした。今後も同様に管理していくとの事です。ご審議よろしくお願い致します。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
福 井	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井です。受付番号 3 番について説明します。25 日に貸人に確認を取り、26 日に借人立会いの下、現地確認致しました。申請地は、塩鶴地区内の城山に上がる農道の入口の横です。ハウス金柑を栽培されております。貸人と借人は親子ですので何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
井上(英)	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号 4 番について説明します。10 月 22 日に申請人立会いの下、現地調査を行った結果、申請地の樹園地について、登記面積に対して現時点ではみかんの植栽は 10 数本しか認められず、利用集積計画の内容に沿っていないと判断致しました。実際のところ、本人は当該地の不耕作は承知しており、同地区の別の園地を申請しているつもりでしたが、そこは 7 月総会で既に許可を受けた農地でありました。よって今回の対象からは削除し、利用集積計画案から受付番号 4 番については取り消しとしてご審議いただきたいと思います。
議 長	続きまして、受付番号 5 番についてですが、木佐貫委員につきましては、ご家族に関する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により退席をお願い致します。それでは、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
杉 岡	はい、10 番杉岡です。受付番号 5 番について説明します。10 月 23 日に貸人立会いの下、現地調査致しました。申請地は大藤で、大藤神社前の製材所跡地の農道を約 30m 行った左のハウスです。借人はハウスキュウリ、雨よけピーマンを栽培されております。貸人はハウスタンカン、ハウス金柑、水稻を栽培されております。双方に確認し、何も問題無いと判断致しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です

議 長	只今の報告について、質疑はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定、受付番号 5 番について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定、受付番号 5 番は原案どおり計画に同意することに決定しました。ここで、木佐貫委員の退席を解きます。
議 長	続きまして、受付番号 6 番、7 番について、私より報告致します。まず、受付番号 6 番について説明します。本案件は 8 月総会で承認されたハウスのうち 1 棟の申請が漏れていたとの事です。8 月に現地調査した時の確認不足もあり、迷惑をおかけしました。申請地は、南郷にある野球場の入口付近のハウスです。8 月総会の申請の際の賃借料は、今回の申請地を含めての契約となっていることから、今回は使用貸借での申請となっております。 続いて、受付番号 7 番について説明します。10 月 23 日に聞き取り調査致しました。申請地は、津屋野上地区集落周辺の農地で、借人の自宅近くのみかん園です。申請地のうち、字上境口については杉山だった所を借人の父親が開墾してみかん園にし、以前から耕作されております。もう 1 筆は日向夏が植栽されておりました。貸人の相続人代表者の方は宮崎市在住で、農業が出来ない事もあり、使用貸借での利用で了承されているとの事ですので、これをふまえてのご審議よろしくお願い致します。
議 長	続きまして、受付番号 8 番、9 番について、担当委員より報告願います。
平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。まず、受付番号 8 番について説明します。25 日に貸人、借人に連絡を取り、28 日に現地確認致しました。申請地は、南郷津屋野にある桜木橋を左に約 1 km 行った右手に広がるみかん畑の一画になります。申請地の所有者は亡くなっておりますが未相続であるため、相続人代表者に聞いたところ、農業はされておらず、売買も検討しているとの事でした。申請地にはスペシャルみかんが植栽されており、適正に管理

	平 部	されておりました。許可妥当と判断致しましたので、ご審議よろしくお願い致します。 続いて、受付番号 9 番について説明します。25 日に借人と申請地確認しました。貸人は、借人が代表を務める、南郷町潟上笹ノ久保、桃木谷地区にある農事組合法人です。法人より、個人が借り受けるものであり、何ら問題無いと思います。露地みかんなどが植栽されておりました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番から 14 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、5 番田中です。まず、受付番号 10 番について説明します。10 月 26 日に借人立会いの下、現地確認を行いました。が、実際申請された番地と現地が違っていたという事でございます。よって、今回の対象からは削除し、利用集積計画案から受付番号 10 番については取り消しとしてご審議いただきたいと思います。 続いて、受付番号 11 番について説明します。受付番号 10 番の借人と同じです。場所は、潟上神社から串間方面に向かい、大迫地区から伊崎野地区に抜ける道を約 1 km 行った所です。以前から借人が耕作されており、きれいに整備されておりました。何も問題無いと思います。 続いて、受付番号 12 番について説明します。24 日に借人と現地確認しました。場所は、潟上神社から見て向かい側の山の中腹にある樹園地です。貸人は借人の弟で、樹園地もきれいに整備されておりますので何も問題無いと思います。 続いて、受付番号 13 番、14 番について、借人が同じですので同時に説明します。借人と、受付番号 13 番の貸人の相続人代表者、受付番号 14 番の貸人は親子です。場所は、波平瀬地区公民館から農道を山に向かって約 1 km 上がった所に果樹園とハウスが建っており、その一画の樹園地とハウスです。ハウスもきちんと管理されており、樹園地もきれいに整備されております。何も問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	只今、各担当委員から利用権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。

14:50	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積計画、受付番号5番を除き、4番、10番を取り消しとする利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、受付番号5番を除き、4番、10番を取り消しとする利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。受付番号15番、16番についてですが、高橋委員につきましては、ご本人とご家族に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により退席をお願い致します。それでは、受付番号15番、16番について、担当委員より報告願います。
	坂 本	はい、6番坂本です。受付番号15番、16番について、譲受人が同じですので同時に説明します。25日に譲受人立会いの下、現地確認致しました。受付番号15番、16番の譲渡人は親子で、譲受人と受付番号16番の譲渡人はいここです。場所は、吉野方の広域農道の山ノ口橋交差点から西へ約500m行った農道のすぐ隣です。譲受人はハウスピーマンの経営者で、将来的にも大変有望な若者です。特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	只今の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第5号、農用地利用集積計画、所有権移転、受付番号15番、16番について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第5号、農用地利用集積計画、利用権設定、受付番号15番、16番は原案どおり計画に同意することに決定しました。ここで、高橋委員の退席を解きます。
	議 長	続きまして、受付番号17番について、担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号17番について説明します。10月23日に現地調査致しました。申請地は、

14:55	加 藤	南郷町津屋野にある桜木橋を渡って左に約 1 km 行った右手に広がるみかん畑の一面です。譲受人は以前から申請地を借りて日向夏栽培をされており、来年契約が切れる事と、譲渡人が高齢の為に離農されるという事で今回の申請となったようです。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	只今、担当委員から所有権移転についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 4 号農用地利用集積計画、受付番号 15 番、16 番を除く、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、受付番号 15 番、16 番を除く、所有権移転は原案どおり計画に同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 18 番から 24 番、27 番、30 番から 33 番について、担当委員より、一括報告願います。
	金 丸	はい、8 番金丸です。受付番号 18 番から 24 番、27 番、30 番から 33 番について説明します。28 日に現地確認しました。まず、受付番号 18 番から 24 番の申請地は、酒谷 2 区日南市役所酒谷支所の周囲に広がる農地の一部です。受付番号 27 番の申請地は、酒谷 4 区にある農地所有適格法人の所有する農地の近隣地です。受付番号 30 番から 33 番の申請地は、酒谷 4 区向田地区の農地の一部です。いずれも中間管理機構との契約ですので何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 25 番、26 番、28 番、29 番、34 番について、担当委員より、一括報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利利用最適化推進委員の向高です。受付番号 25 番、26 番、28 番、29 番、34 番について説明します。申請地は秋山地区にあるバス停の真向かいの田んぼです。中間管理機構と

14:58	向 高	の契約更新ですので何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 35 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 35 番について説明します。10 月 27 日に貸人に連絡して現地調査致しました。申請地は、国道 220 号線を榎原から南郷方面へ向かう途中で林業会社がありますが、そこから南に約 500m 行った所です。貸人は会社員で農業をする事は無く、中間管理機構に預ける事になったようです。ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	只今、各担当委員から中間管理権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は原案どおり計画に同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号非農地判断について、29 件の審議をお願いします。それでは、整理番号 215 番から 243 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。非農地判断について説明します。整理番号 215 番から 239 番、243 番の申請地は、南郷町にあるコンビニエンスストアより津屋野地区に入ると老人ホームがあり、橋を越えて右手に広がる山沿いにあります。整理番号 240 番から 242 番の申請地は、先ほどのコンビニエンスストアから串間方面へ向かうと右手に桜木橋がありますが、橋を渡って正面辺りになります。非農地判断基準の 4 番に該当する農地と判断しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	只今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。

	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 5 号、非農地判断について、承認することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり承認することに決定しました。
15 : 01	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。
		《報告事項》
15 : 08		終 了

第 29 回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

谷口 充 

署名委員

稲山 富保 

谷口 宏文 